

釧路市タクシー事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の日常的な移動手段を確保するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に大きな影響を受けるタクシー事業者に対して、釧路市タクシー事業者支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、事業継続に向けた支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてタクシー事業者とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するタクシー事業者であり、令和3年9月1日時点で事業を営んでおり、以降も事業を継続する意思のある者とする。

- (1) 法第4条の許可を受け、釧路市内に本店（個人事業者においては住所）又は法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所を置く法人及び個人のタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く。）
- (2) 代表者又は役員に釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者がいない者

(支援金の額)

第4条 支援対象者に対する支援金の額は、予算の範囲内において、法人事業者及び個人事業者ともに一般乗用旅客運送事業の実施に必要なタクシー車両1台につき、5万円とする。

- 2 前項の区分の別は、法第4条の許可を受けた者における法人格の有無により判断する。

(支援金の申請)

第5条 支援金を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の許可を受けたことを証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、支援金の交付の適否を決定する。

2 市長は、支援金の交付を決定したときは別記第2号様式の通知書により、支援金の交付をしないことを決定したときは別記第3号様式の通知書により、速やかに申請者に対し通知するものとする。

3 市長は、支援金の交付を決定するにあたっては、支援金の交付決定に係る条件を付することができる。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し支援金を交付する。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、支援金の返還を命じるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合には、当該事業者に対して別記第4号様式の通知書により通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。